

## 答申書

平成 年 月 日

京都市長 門川 大作 様

子どもを共に育む京都市民憲章  
推進条例制定検討委員会  
委員長 藤岡 一郎

平成22年6月18日付け保子児第50号をもって諮問のありました「子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例（仮称）に盛り込むべき基本的事項について」、審議を行った結果、別記のとおり答申します。

答申

子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例（仮称）に  
盛り込むべき基本的事項について

平成22年12月

子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会

## 第1　はじめに

「子どもを共に育む京都市民憲章」（以下「憲章」といいます。）は、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として、平成19年2月5日に制定されました。

憲章は、市民がつくった自らの誓いとして、地域社会を基盤にした子育てと人づくりを担う自治の精神に満ちた輝かしい伝統を有する京都のまちの力に依拠しつつ、憲章の理念に共感する市民によって実践の輪が広げられてきました。しかしながら、この普遍的な理念を日常行動で実現する困難さや、届けたい人に届いていないという実態があり、広がりは決して十分とはいえません。

一方、子どもの尊い命が失われる児童虐待事件が全国で跡を絶たず、また、児童ポルノや携帯電話・インターネットの弊害等が社会問題として提起されており、子どもたちの命と健やかな育ちを脅かすこれらの緊急課題に対して、問題解決に向けた取組や行動が急務となっています。

こうした状況の中で、京都市は、憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、家庭、地域、学校、企業など、社会のあらゆる場で実践行動が一層展開されることを目指し、憲章の実践を推進する条例を制定する方針を示し、平成22年6月18日に、京都市長から本検討委員会に対して、条例に盛り込むべき基本的事項について諮問がなされました。

本検討委員会においては、多くの人の意見を聞く観点を重視し、早い段階から市民公聴会を開催して市民の皆様との意見交流を図り、条例骨子（案）に対して市民意見募集や市民シンポジウムの開催により幅広い市民意見を聴取する機会を持ちつつ、計7回にわたる検討委員会で議論を重ねて参りました。

議論の主な論点としては、次のようなものがありました。

- 1 行政等による環境整備を主眼とするのか、個人の実践行動等にまで踏み込む条例とするのかという点について、市民自らの誓いである憲章の実践を推進する条例とすることから、公的な環境整備による「公助」だけでなく、地域での「共助」や個人による「自助」についても定めるべきだということになりました。
- 2 具体的な実践内容を条例でどこまで規定するかという点について、身近でより具体的な実践目標や取組に関しては、毎年度策定する行動指針に盛り込んで取り組むこととしました。
- 3 緊急課題に対する規制について、強い手立てを条例に求める声もありましたが、国や京都府が罰則を含めて法令による規制を検討していることから、今後必要性が生じた段階で再度検討することとしました。また、子どもを取り巻く環境の変化のスピードを勘案して、施行後3年を目途という早いサイクルで条例の見直しを行う必要があることとしました。

こうした議論を経て、この度「子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例（仮称）に盛り込むべき基本的事項について」を取りまとめ、ここに答申するものです。

この答申を踏まえた条例制定により、子どもたちの今と未来のために私たち大人がすべきことが具体的になることで、憲章が市民にとって手の届きやすいものとなり、憲章の実践がより一層推進されることを期待しています。そして、社会の宝である子どもたちを健やかで心豊かに育む京都のまちづくりに寄与することを念願しています。

## 第2 条例骨子

### 1 名称

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例（仮称）

### 2 目的

子どもを共に育む京都市民憲章（以下「憲章」という。）の実践方策等を定めることにより、憲章の実践を総合的に推進し、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことを目的とする。

### 3 定義

- ・ 子どもとは、おおむね18歳未満の者をいう。
- ・ 保護者とは、親権者等で、子どもを現に監護する者をいう。
- ・ 育ち学ぶ施設関係者とは、学校教育法に定める学校、児童福祉法に定める児童福祉施設、その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設・事業で子どもを育成する者をいう。

### 4 実践主体の主な責務

#### (1) 共通の責務

保護者、地域住民、育ち学ぶ施設関係者、事業者及び本市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、憲章の実践を推進するよう努めるとともに、相互に、その果たす役割を理解し、協力し合い、及び補完し合う。

#### (2) 保護者の責務

子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかで心豊かに育み、子どもと共に成長していくよう努める。

#### (3) 地域住民の責務

その地域の子どもを見守り、保護者を支え、子どもを共に育む地域社会づくりに努める。

#### (4) 育ち学ぶ施設関係者の責務

施設がある地域で子どもを育む拠点として遊びや学びを通して子どもを健やかで心豊かに育むよう努める。

#### (5) 事業者の責務

子どもの健やかな成長に資する事業活動を行い、子どもを健やかで心豊かに育む環境整備に努める。

#### (6) 本市の責務

保護者、地域住民、育ち学ぶ施設関係者、事業者と連携協力を図りながら、子どもを共に育む社会環境の整備を推進する。

#### (7) 観光旅行者等の役割

市民・本市が行う憲章の実践を推進する取組に協力するよう努める。

## 5 憲章の実践方策

### (1) 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために

- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、子どもの遊びと学びに資する、文化・自然・社会体験その他の体験活動の機会を子どもに提供する。
- ・ 事業者・本市は、その体験活動の機会を提供する取組を支援するよう努める。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・本市は、子どものための取組を企画する際に、子どもが参画できるように努める。
- ・ 本市は、市民と協力して、子どもの命や安全を脅かす問題への対策に努める。

### (2) 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために

- ・ 市民は、法令を遵守し、京都市市民憲章その他の行動規範を実践する。
- ・ 市民は、公の秩序や善良な風俗に反する行為をしない。

### (3) 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために

- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者は、本市と連携協力を図り、保護者や今後親になる世代が親として育ち学べる機会を提供する。
- ・ 保護者等は、親として育ち学べる取組に積極的に参加するよう努める。
- ・ 本市は、地域住民をはじめ市民が行う親として育ち学べる取組を支援する。

### (4) 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために

- ・ 保護者は、子どもの育ちに合った規則正しい生活習慣の確立に努めるとともに、家族と一緒に日常の家事その他の家庭生活を行う家庭環境づくりに努める。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・本市は、そのため、保護者に協力し、保護者を支援するよう努める。

### (5) 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために

- ・ 保護者・地域住民は、互いに協力し合い、地域での子どもを見守る活動を推進する。
- ・ 育ち学ぶ施設関係者は、地域の拠点として、子ども、保護者及び地域住民が相互に交流し、共に育ち合うことができる機会を提供する。
- ・ 事業者・本市は、子どもと関わる地域住民が互いに連携協力する活動を支援する。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・本市は、社会生活を営む上で課題を抱えつつ地域社会で孤立した子どもや保護者を支援する。

### (6) 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先するために

- ・ 市民及び観光旅行者等は、子どもを育む自然環境の保全に配慮した生活様式を心掛ける。
- ・ 本市は、自然環境を生かした、子どもの遊びや市民相互の交流ができる場の提供に努める。
- ・ 事業者は、その従業員である保護者が仕事と生活の調和を図れるよう、勤務時間、休暇制度その他の労働環境の整備に努める。
- ・ 本市は、保護者が仕事と生活の調和を図れるよう、事業者に対し啓発を行うとともに、子育て支援の必要な施策を講じる。
- ・ 事業者は、子どもの健やかな成長を脅かす商品を子どもに提供しないよう努める。
- ・ 本市は、市民と協力して、子どもの健やかな成長を脅かす社会環境を改善するよう努める。

## 6 緊急に取り組むべき実践方策

### (1) 子どもの命や安全を脅かす問題への対策

#### ア 児童虐待対策

- ・ 本市は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な対応並びに再発防止のため、必要な施策を講じる。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、児童虐待対策のため、自らの果たす役割を理解し、本市の施策に積極的に協力する。

#### イ いじめ対策

- ・ 育ち学ぶ施設関係者は、いじめの予防及び早期発見、迅速かつ適切な対応並びに再発防止のため、必要な措置を講じる。
- ・ 保護者・地域住民は、いじめ対策のため、育ち学ぶ施設関係者の取組に積極的に協力する。

#### ウ 児童ポルノ対策

- ・ 本市は、児童ポルノの提供等の行為の防止のため、啓発その他の必要な措置を講じる。
- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者は、児童ポルノ対策のため、本市の施策に積極的に協力する。

#### エ 薬物乱用対策

- ・ 本市は、大麻、覚せい剤その他の所持、使用等が禁止されている薬物について、子どもの乱用の防止のため、啓発その他の必要な措置を講じる。
- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、子どもの薬物乱用対策のため、本市の施策に積極的に協力する。

#### オ 性感染症予防

- ・ 本市は、子どもの性感染症の予防のため、啓発その他の必要な措置を講じる。
- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、子どもの性感染症対策のため、本市の施策に積極的に協力する。

### (2) 子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善

#### ア インターネットの不適切利用対策

- ・ 保護者は、子どもが携帯電話等からインターネットへ接続し、健やかな成長を阻害する情報を受発信しないように、子どもの携帯電話等の利用の必要性の有無を検討のうえ、子どもに携帯電話等を利用させるとときは、事業者から提供されるフィルタリングサービスのうち子どもの年齢・成長段階に応じたものを利用するとともに、子どもと共に携帯電話等の利用の取決めを定めるよう努める。
- ・ 子どものインターネット利用に関する事業者・本市は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携協力を図りながら、その保護者の取組が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

#### イ 電子・映像メディア依存対策

- ・ 保護者は、子どもがテレビ・ビデオ・DVD・ゲーム・インターネットその他の電子・映像メディアに過度に依存しない家庭環境づくりに努める。
- ・ 本市は、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携協力を図りながら、子どもの電子・映像メディアの適切な利用の在り方や過度な依存への対策、電子・映像メディアから得られる情報を正しく読み解く子どもの能力の習得の促進のための調査研究とその成果の実践に努める。

## 7 憲章の実践を推進する気運の醸成

### (1) 憲章の日

憲章の実践を推進する気運を醸成し、並びに憲章に対する市民の関心と理解を深め、憲章の実践を一層推進するため、毎年2月5日を制定記念日と定める。

### (2) 表彰

市長は、憲章の推進に関し、顕著な成果を収めた者及び功労があった者を表彰するものとする。

### (3) 情報の発信

本市は、憲章の実践を推進するため、地域住民、育ち学ぶ施設関係者及び事業者と連携し、多様な方法により市民及び市民以外の者に憲章の理念の普及及び啓発を行う。

## 8 憲章の推進体制

### (1) 施策の実施体制の整備

本市は、憲章の実践を推進するために有効な行政体制の整備に努める。

### (2) 推進会議

本市は、憲章の実践の推進その他この条例に関する重要事項について、調査及び審議し、市長に対し意見を述べるとともに、自らも実践の推進や実践する者の支援を行うため、推進会議を置く。

### (3) 行動指針

本市は、毎年度、推進会議の意見を聴いて、この条例に定める憲章の実践方策に関して行動指針を定める。

## 9 見直し

- 本市は、この条例の目的を達成するため、その施行後3年を目途として、その施行の状況、子どもを取り巻く環境の変化及び子どもの命や安全を脅かし、又は健やかな成長を脅かす事態の改善の状況を勘案し、必要があると認めるときは、規制その他の措置を講じるものとする。
- 本市は、見直しを行うに当たっては、推進会議において評価を行い、意見を聞くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じる。

### 第3 おわりに

本検討委員会としては、条例制定後の取組について、次の事項に留意して取り組んでいただこう、京都市長に意見を述べます。

- 1 条例は、厳格な論理性を求められ、既存の法体系に配慮する必要がある性格上、必ずしも私たち市民に親しみやすい文章とはなりません。一方、憲章の実践方策を具体的に示すこの条例は、市民の手が届きやすいものである必要があります。できる限り親しみやすい条例とするため、分かりやすく説明したリーフレット等を作成していただくとともに、これから大人になる高校生や中学生等にも読んでもらいやすくするための工夫も検討してください。
- 2 条例は、具体的な事項を定めるには向きでない、抽象的な内容にならざるを得ない側面を持っています。検討委員会では、憲章の実践を推進するための工夫やアイデアを出し合い議論しましたが、その多くは条例に盛り込むには馴染まない具体的過ぎるような内容でした。このため、身近な実践目標や取組を定める仕組みとして行動指針を定めることを条例骨子に盛り込みましたので、この趣旨に鑑み、推進会議において工夫やアイデアを出し合って、市民が実践への一歩を踏み出そうと思える内容の行動指針として定めてください。

## 子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

磯貝 英雄	京都障害児者親の会協議会 事務局長
今村 吉伸	京都青年会議所 副理事長
上野 み代子	京都市社会福祉協議会 理事
大畠 眞知子	京都市小学校長会 副会長
柏井 真理子	京都府医師会 理事
川村 雅己	京都経営者協会 事務局長
小室 富美子	京都市保護司連絡協議会 顧問
柴原 雅子	市民公募委員
○ 寺石 浩隆	京都市立中学校 P T A 連絡協議会
徳田 敏	京都弁護士会
○ 中川 一良	京都市児童館学童連盟 常務理事・統括監
長浜 孝子	市民公募委員
中村 雅子	京都市立中学校長会
長屋 博久	京都市小学校 P T A 連絡協議会
西岡 正子	佛教大学教育学部 教授
西脇 悅子	京都市地域女性連合会 会長
◎ 藤岡 一郎	京都産業大学 学長
藤本 明美	京都子育てネットワーク 代表
升光 泰雄	京都市私立幼稚園協会 会長
水野 篤夫	京都市ユースサービス協会 事業部長
宮本 義信	同志社女子大学生活科学部 教授
森田 眞利	京都「おやじの会」連絡会 会長
山内 五百子	京都市保育園連盟 常任理事
山下 早智子	京都市民生児童委員連盟
山下 徹朗	京都商工会議所 理事・事務局長

◎は委員長、○は副委員長

**子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会 審議経過**

第1回	6月18日（金）	○委員長、副委員長の選出 ○市長からの諮問書交付 ○条例制定趣旨の説明 ○条例制定に向けた意見交換
第2回	7月6日（火）	○条例に盛り込むべき内容について（他都市条例の参考事例から）
第3回	7月20日（火）	○条例に盛り込むべき内容について（事務局の骨子素案について） ○市民公聴会の実施について
(参考)	7月28日（水）	○子どもを共に育む未来づくり教育フォーラム in 京都（第2分科会）において、検討内容に関するパネルディスカッションと意見交流
市民公聴会	8月4日（水）	○これまでの経過等の報告 ○条例に盛り込むべき内容骨子素案の説明 ○各グループにおける意見交流・意見紹介
第4回	8月30日（月）	○市民公聴会、未来づくり教育フォーラム分科会についての報告 ○条例に盛り込むべき内容について（骨子素案修正案について）
第5回	9月21日（火）	○条例に盛り込むべき内容について（国・府の法令等を踏まえた規制について）
第6回	11月4日（木）	○条例に盛り込むべき内容について（骨子案の取りまとめ） ○パブリックコメントの実施について ○市民シンポジウムの開催について
パブリックコメント	11月15日（月）～12月7日（火）	○条例骨子案への市民意見募集
市民シンポジウム	11月29日（月） 12月3日（金）	○条例骨子案の説明 ○意見交流
第7回	12月27日（月）	○パブリックコメント及び市民シンポジウムの結果について ○答申（案）について